

解体工事業者登録の手引

～制度の概要と申請書の作成について～



岡山県マスコット ももっち

<令和8年4月1日改訂>

岡山県土木部監理課

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/>

はじめに

本書は、解体工事業者の登録について解説しています。

建設業の解体工事業の許可(請負金額 500 万円以上)を受けようと

する方は、本書ではなく、建設業許可の手引(監理課HP掲載)をご覧ください。



解体工事業者登録の手引 目次

I	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について	1
II	解体工事業について	1
III	解体工事業者の登録	2
1	登録を必要とする場合	2
2	登録を必要としない場合	2
IV	登録の有効期間と更新	2
1	登録の有効期限	2
2	更新の申請	2
V	登録のための要件	3
1	登録を受けられない要件(登録を拒否される事由)	3
2	技術管理者の設置	4
VI	解体工事業者の登録を受けるための手続	5
1	登録申請書類の準備	5
2	申請手数料の納入	6
VII	登録の実施	6
VIII	解体工事業登録業者一覧のHP公開	6
IX	解体工事業者登録簿の閲覧	6
X	登録を受けた後の注意事項等	7
1	変更の届出	7
2	標識の掲示	8
3	帳簿の備付け等	8

XI	解体工事業者の登録を受けた者が建設業法の許可を取得したときの手続	8
XII	廃業の届出	9

■ 各種様式の記入例

(1)	解体工事業登録申請書(別記様式第1号)	10
(2)	誓約書(別記様式第2号)	12
(3)	実務経験証明書(別記様式第3号)	13
(4)-1	登録申請者(調書)(別記様式第4号) <u>個人事業主本人分</u>	14
(4)-2	登録申請者(調書)(別記様式第4号) <u>法人本人分</u>	15
(4)-3	登録申請者(調書)(別記様式第4号) <u>法人役員分</u>	16
(5)	解体工事業登録事項変更届出書(別記様式第6号)	17
(6)	解体工事業者登録票(別記様式第7号)	18
(7)	解体工事業者の登録に係る廃業等の届出書(岡山県様式第2号)	19
(8)	建設業許可取得通知書(岡山県様式第3号)	20

I 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)は、循環型社会の形成を目指し、コンクリートや木材など特定の建設資材について、分別解体及び再資源化を促進させるとともに、解体工事業者の登録制度を実施することなどにより、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

II 解体工事業について

解体工事業とは、建設業のうち建築物(本体の床面積の減少するものを含む)その他の工作物を除去するための解体工事を請け負う営業をいいます。対象となる工事の具体例は下表のとおりです。

工事の内容	種類	対象建設工事	登録	理由
建築物の全部解体	解体	解体	必要	建築物の全部についてその機能を失わせるため、届出も登録も必要。
建築物の一部解体	解体	解体	必要	建築物の一部についてその機能を失わせるため、届出も登録も必要。
曳家	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	構造耐力上主要な部分である基礎から上屋を分離するが、仮設によって支えられており、また曳家をしている間でも建築物として機能しているため、修繕・模様替等として扱う。
構造耐力上主要な壁の取壊し	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要。また、壁のみの取り壊して建築物の除却を目的とするものでなければ、登録も不要。
設備工事の附帯工事として壁にスリーブを抜く工事	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要。また、附帯工事として行われるのであれば、登録も不要。
設備工事の付帯工事として床版にスリーブを抜く工事	解体	解体	不要	床版は構造耐力上主要な部分に当たるため、それにスリーブを抜く工事は解体工事となるが、附帯工事として行われるのであれば、登録も不要。
屋根ふき材の交換	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	屋根ふき材は構造耐力上主要な部分に該当しないため。
屋根ふき材の交換に当たり屋根版が腐っている等の理由により屋根版を交換しないと屋根ふき材の交換ができない場合	解体+新築	解体+新築	不要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる。ただし、屋根ふき材の交換の附帯工事として行われる場合は、登録は不要。
屋根版の全部交換	解体+新築	解体+新築	必要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる。

(注)対象建設工事となるのは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準以上のもの

(『建設リサイクル法の解説』より)

Ⅲ 解体工事業者の登録

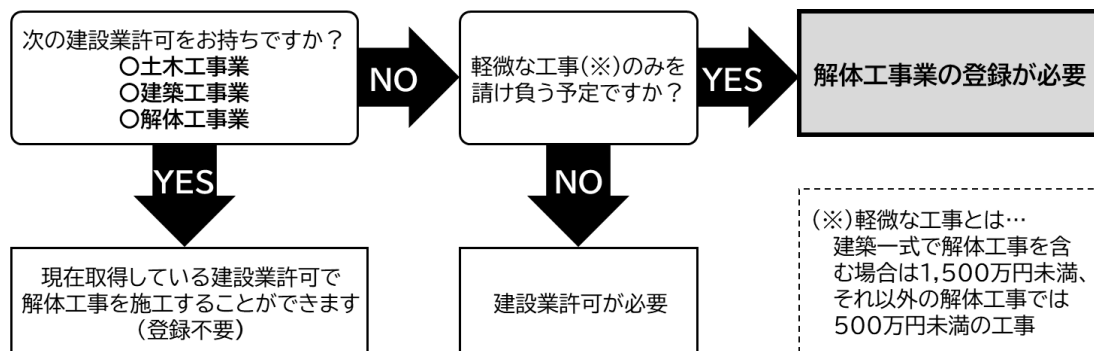
建設廃棄物の再資源化を推進していくためには、分別解体をはじめとする解体工事の適正な施工を確保することが重要です。このため、解体工事業者の登録制度を創設し、建設業の許可が不要な軽微な工事のみを請け負う解体工事業者についても都道府県知事の登録を義務付け、全ての解体工事業者に必要となる資質・技術力を確保していくことを目的としています。

1 登録を必要とする場合

岡山県内において、建設業の許可を必要としない軽微な工事のみを請け負う建設業者で解体工事業を営もうとする方、所定の建設業の許可(下記2参照)を受けていない建設業者で解体業工事業を営もうとする方は、営業を開始する前に岡山県知事の登録を受けなければなりません。

2 登録を必要としない場合

建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けている建設業者で、解体工事業を営もうとする方は登録の必要はありません。



Ⅳ 登録の有効期間と更新

1 登録の有効期間(建設リサイクル法第21条第2項)

登録の有効期間は5年間で、引き続き解体工事業を営もうとする場合には更新の申請を行わなければなりません。

2 更新の申請

更新の申請は、有効期間が満了する日の3か月前から30日前までに、最初の登録を受けた時と同じ手続により行わなければなりません。手続を怠れば、期間満了とともに効力を失い、引き続き解体工事業を営むことができなくなります。

V 登録のための要件

解体工事業の登録を受けるに当たっては、次の2点を満たす必要があります。

- (1) 登録を受けられない要件(登録を拒否される事由)に該当しないこと
- (2) 技術管理者を設置していること

1 登録を受けられない要件(登録を拒否される事由)

解体工事業者の登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、その登録は拒否されます(建設リサイクル法第24条第1項)。

- ① 建設リサイクル法により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ② 解体工事業の登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
- ③ 都道府県知事から事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 建設リサイクル法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑥ 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤又は⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人でその役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を選任していないもの
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 技術管理者の設置 (建設リサイクル法第31条)

解体工事業者は、技術管理者(工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で国土交通大臣が定める基準に適合する者)を選任し、解体工事を施工するときは、この技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければなりません。

【技術管理者の基準(要件)】

①有資格者

資格・試験名	種 別	提出書類
建設業法による技術検定	1 級建設機械施工管理技士	合格証明書
	2 級建設機械施工管理技士(第1種、第2種)	
	1 級土木施工管理技士	
	2 級土木施工管理技士(土木)	
	1 級建築施工管理技士	
	2 級建築施工管理技士(建築、躯体)	
技術士法による第2次試験	技術士(建設部門)	登録証
建築士法による建築士	1 級建築士	免許証
	2 級建築士	
職業能力開発促進法による技能検定	1 級とび・とび工	合格証書
	2 級とび・とび工 (解体工事実務経験1年以上が必要)	
国土交通大臣の登録を受けた試験	解体工事施工技士	合格証明書

②上記の資格を有しない場合(解体工事に関する実務経験)

指定学科卒業の種別	解体工事の実務経験年数	
	通 常	登録講習受講者
大学・高等専門学校(指定学科に限る)卒業	2 年	1 年
高等学校(指定学科に限る)卒業	4 年	3 年
上記以外	8 年	7 年

※ 指定学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。(卒業証明書を添付)

VI 解体工事業者の登録を受けるための手続

1 登録申請書類の準備

申請書類は**正本1部**+**副本1部**(計2部)を提出してください。

※法人で、様式第4号の本人分の添付忘れが多いので御注意ください。

【登録申請書と添付書類】

様式番号	書類の種類	要 否		備 考	記入例 (ページ)
		法人	個人		
第1号	解体工事業登録申請書	◎	◎	・新規、更新で共通の様式	10 11
第2号	誓約書	◎	◎	・申請者が法人であるときは代表者、 個人であるときは本人が誓約	12
	技術管理者が、解体工事業に係る登録等に関する省令に定める基準に該当することを証する書面の写し	○	○	・高校、大学等で所定学科を修めたこと ・所定の資格等を有すること ・国土交通大臣が指定する講習の受講 又は試験に合格していること (詳細は4ページ参照)	—
第3号	実務経験証明書	△	△	・技術管理者で実務経験を必要とする 場合のみ添付	13
第4号	登録申請者の調書 (本人分)	◎	◎	・法人: 法人(本人)について記載 ・個人: 事業主本人について記載	14 15
"	登録申請者の調書 (法人の役員分)	◎	—	・法人: 役員全員分 (相談役、顧問、株 主又は出資者等も含む。) ・個人事業主は不要	16
	商業登記簿謄本(履歴 事項全部証明書)	◎	—	・個人事業主は不要	—
	住民票の抄本 (個人番号の入っていないものに限る。)	◎	◎	・法人: 役員全員(相談役、顧問、株 主又は出資者等は除く。)及び技術管理 者分 ・個人: 事業主本人及び技術管理者分	—

凡例：◎…必須 ○…原則として必要 △…申請者により必要

2 申請手数料の納入

登録を受けようとする者は、次の額の手数料を収納専用窓口で支払い、納付済証を申請書正本に貼って提出してください。

支払いに当たっては、新規又は更新の区分に対応する岡山県手数料等（POS）納付連絡票を県ホームページから印刷して収納専用窓口を持参してください。

収納専用窓口で手数料を支払い後、納付済証を受け取り、申請書正本に貼り付けた上で、申請書を提出してください。

ア 新規の登録（解体工事業登録申請手数料） 35,870円

イ 更新の登録（解体工事業更新登録申請手数料） 29,340円

収納専用窓口の設置場所や岡山県手数料等（POS）納付連絡票の印刷方法は、岡山県土木部監理課のホームページで確認することができます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>

VII 登録の実施

登録申請書が提出されると、それに基づいて所定の書類が整っているか、記載事項が真正かどうか、建設リサイクル法に定める要件に合致しているかどうか等について審査することになります。

これらの審査を経た後、解体工事業者登録簿に所定の事項が記載され、申請者に対しては登録通知書が送付されることとなります。なお、登録申請書を受け付けてから登録になるまで概ね2か月程度かかります。あらかじめ御了承ください。

VIII 解体工事業登録業者一覧のHP 公開

解体工事業登録業者一覧は、岡山県ホームページ上で公開されています。

[岡山県 解体工事業登録業者一覧](#) で検索してください。

IX 解体工事業者登録簿の閲覧

【閲覧時間】

平日9時から12時まで、13時から16時30分まで

※ただし、木曜日の午後は書庫整理のため閲覧不可

【閲覧場所】

岡山県庁6階 土木部監理課建設業班

【閲覧申請書様式】

岡山県土木部監理課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-46658.html>

→ 岡山県様式第1号(解体工事業登録簿の閲覧願)

X 登録を受けた後の注意事項等

1 変更の届出(建設リサイクル法第25条第1項)

登録を受けた後、下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付し、解体工事業登録事項変更届出書(様式第6号)を変更のあった日から30日以内に岡山県知事へ提出しなければなりません。

なお、新規申請等と同様に、申請書類は**正本1部**+**副本1部**(計2部)を提出してください。

【登録を受けた後の変更の届出事項と提出書類】

変更事項	添付書類等
商号、名称又は氏名及び住所	【法人】 ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	【個人】 ・住民票の抄本(個人番号の入っていないものに限る。)
営業所の名称又は所在地	【法人】 ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
役員の氏名	【法人】 ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・住民票(新たに役員となった者のみ。個人番号の入っていないものに限る。) ※相談役、顧問、株主又は出資者等は除く ・誓約書(様式第2号) ・当該役員の調書(様式第4号)

変更事項	添付書類等
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(当該法定代理人が法人の場合のみ) ・ 住民票(当該法定代理人が法人の場合、役員全員分。個人番号の入っていないものに限る。) ・ 誓約書(様式第2号) ・ 当該法定代理人の調書(様式第4号)
技術管理者	<p>【法人・個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該技術管理者の <ul style="list-style-type: none"> (1) 国家資格者証等の写し (2) 実務経験証明書(様式第3号) (実務経験を必要とする場合に限る。) ・ 住民票の抄本 (個人番号の入っていないものに限る。)

2 標識の掲示(建設リサイクル法第33条)

解体工事業の登録を受けた者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識(解体工事業者登録票(様式第7号))を掲げなければなりません。

3 帳簿の備付け等(建設リサイクル法第34条)

解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、国土交通省令で定められた事項(①注文者の氏名又は名称及び住所、②施工場所、③着工年月日及び竣工年月日、④工事請負金額、⑤技術管理者の氏名)を記載しなければなりません。

この帳簿は、解体工事ごとに作成し、契約書又はその写し(下請負契約を含む。)を添付しなければなりません。

なお、これらの帳簿及び書類は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は保管しなければなりません。

XI 解体工事業者の登録を受けた者が建設業法の許可を取得したときの手続

解体工事業者の登録を受けた者が、新たに建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた場合には、登録を受けた都道府県知事へ建設業許可取得通知書(岡山県様式第3号)を提出しなければなりません。

なお、提出の際は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の原本若しくは写しを添付してください。

XII 廃業の届出

X-1 による変更等の届出のほか、下表に掲げる事項に該当する場合には同表の右欄に掲げる者は、30日以内に岡山県知事へ書面をもってその旨を届出なければなりません。(岡山県様式第2号)(建設リサイクル法第27条)

なお、この届出については、電子申請でも受付を行っています。

https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=19646

【廃業の届出】

廃業等の届出事項	届出等をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人の役員

新規・更新で共通の様式です

表面

納付済証はり付け欄

解体工事業登録申請書

該当する方に○をしてください

この部分は記入しないこと

登録の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新	※登録番号	岡山県知事(登)第 号
		※登録年月日	令和 年 月 日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県岡山市北区内山下2-4-6
株式会社 岡山県解体
代表取締役 岡山 太郎

申請者

岡山県知事 殿

フリガナ 商号, 名称又は氏名	<small>カブシキガイシャ オカヤマケンカイトイ</small> 株式会社 岡山県解体
--------------------	---

住 所	郵便番号(700-8570) 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 電話番号(086) 226-7463
-----	--

法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	<small>オカヤマ タロウ</small> 岡山 太郎
----------------------------	---

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。))を含む。)の氏名及び役名等

フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)
<small>オカヤマ タロウ</small> 岡山 太郎	代表取締役(常勤)、株主等		
<small>オカヤマ ジロウ</small> 岡山 次郎	取締役(常勤)		
<small>オカヤマ サプロウ</small> 岡山 三郎	株主等		

役員の場合、常勤・非常勤の別を忘れずに記入してください

更新申請の場合、現在の登録番号を記入してください(新規申請の場合は記載不要)

申請時において既に受けている登録	
------------------	--

裏面

法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名		解体 太郎		
営業所の名		法第31条の技術管理者を全て記入してください		
フリガナ 名 称		所在地 郵便番号(-) 電話番号() -		
ホンシャ 本社		《郵便番号》 〒700-8570 《所在地》 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 《電話番号》 086-226-7463		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号(-) 電話番号() -	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称		
		住 所	郵便番号(-) 電話番号() -	
		フリガナ 役 員 の 氏 名		役名等(常勤・非常勤)
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 状 況		登 録 状 況		
登録申請時に他都道府県で受けている 解体工事業登録番号を記入してください				

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものは消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく、すべての営業所について記載すること。

誓約書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

誓約日を必ず記入してください

令和〇年〇月〇日

申請者

代表取締役 岡山 太郎

岡山県知事

殿

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

株式会社 岡山県解体

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することを証明します。

証明日を必ず記入してください

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者については下記 <証明者の考え方>参照

岡山県倉敷市羽島1083
 (株) 備中局コーポレーション
 証明者 代表取締役 倉敷 健二郎

技術管理者の氏名	解体 太郎	生年月日	昭和60年1月15日	使用された期間	平成21 年 1 月から
使用者の商号 又は名称	(株) 備中局コーポレーション	この欄は、実務経験を記載した期間の 当時の使用者名を記載			令和2 年 12 月まで
職名	実務経				実務経験年数
工務主任	丘山邸解体工事 他11件	【実務経験期間の計算方法】 ◆実務経験が連続している場合、年単位（1月～12月）でまとめて1行で記載することが可能です。その場合は、左の記載例のように、代表的な工事名を記載し、「他〇件」等と記載してください。 ◆記載された工期と次の工期の間の空白期間が3か月以内であれば、実務経験は継続しているとみなします。一方、空白期間が4か月以上の場合、当該期間を控除して計算します。 ◆一つの工事が年をまたぐ場合、又は次の工期との間が4か月以上空白の場合、その工事については1行で記載してください。			H23 年 1 月から H23 年 12 月まで
//	蔵敷邸解体工事 他15件				H24 年 1 月から H24 年 12 月まで
//	通山邸解体工事 他12件				H25 年 1 月から H25 年 12 月まで
//	多磨野邸解体工事 他14件				H26 年 1 月から H26 年 12 月まで
//	嵩岡邸解体工事 他18件				H27 年 1 月から H27 年 12 月まで
//	伊原邸解体工事 他21件				H28 年 1 月から H28 年 12 月まで
//	相社邸解体工事 他9件				H29 年 1 月から H29 年 12 月まで
//	高橋邸解体工事 他14件				H30 年 1 月から H30 年 12 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	この欄は、証明者が当時の使用者以外の同業他者証明の場合に記載します。 (例) 「当時の使用者廃業のため」「個人事業主のため」など		合計 満 8 年 0 月	証明者と被証明者との関係
					元従業員

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

<証明者の考え方>

- 証明者については、原則として実務経験を積んだ当時の使用者となります。申請者が法人の場合で、自社での勤務実績に基づき、技術管理者の実務経験期間を証明する場合は自社証明で可能です。
- しかし、倒産・死亡・廃業等により当時の使用者からの証明を取ることができない場合は、その当時から営業を行っている同業他者（法人は設立以前の内容を証明できません）からの証明を取得する必要があります。
- 同業他者は当時から申請日時点まで継続的に建設業の営業を行っている必要がありますが、建設業許可の有無、解体工事業登録の有無、営業している業種区分等については問いません。
- また、個人事業主は自分自身を証明することはできませんので、同業他者による証明が必要です。
- 更新登録申請の場合であって、前回申請時に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明する必要がある場合には、証明者欄の記名押印を省略することが可能です。その場合、既に提出した証明書のコピーを添付してください。

別記様式第4号(第4条関係)

個人事業主は、本人だけを残す

登録申請者

~~(法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員)~~

の調書

個人事業主本人の場合

現住所	郵便番号(000 - 0000)		(086) 000 - 0000
フリガナ	岡山県岡山市北区000		
商号, 名称又は氏名	オカヤマ タロウ 岡山 太郎		
年月日	生年月日	昭和	0 年 0 月 0 日
賞	賞罰の内容		
罰	なし		
備考	賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載		
上記のとおり相違ありません。 令和 0 年 0 月 0 日	氏名		
	岡山 太郎		

備考

1 [法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員]

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第4号(第4条関係)

法人自体の場合は、本人だけを残す

登録申請者

~~法人の役員~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~

の調書

法人(法人自体)の場合

現住所	郵便番号(000 - 0000)			(086) 000 - 0000		
フリガナ	岡山県岡山市北区000					
商号, 名称又は氏名	カブシキガイシャ	オカヤマケンカインタイ	ダイヒョウトリジマリヤク	オカヤマタロウ	昭和	年月日
賞	株式会社	岡山県解体	代表取締役	岡山 太郎	法人自体の場合は、生年月日は空欄	
罰	賞罰の内容					
	なし					
	賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載					
上記のとおり相違ありません。	氏名					
令和 〇 年 〇 月 〇 日	法人自体の場合は、会社名、代表者名を記 株式会社 岡山県解体 代表取締役 岡山 太郎					

備考

1 [法人の役員]
[法定代理人]
[法定代理人の役員]

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第4号(第4条関係)

法人の役員等の場合
(個人ごとに作成)

登録申請者
 法人の役員
~~本~~ ~~法~~ ~~定~~ ~~代~~ ~~理~~ ~~人~~
 法定代理人の役員
 の調書

現住所	郵便番号(000 - 0000)		(086) 000 - 0000
フリガナ	岡山県岡山市北区000		
商号, 名称又は氏名	オカヤマ ジロウ 岡山 次郎		
年月日	生年月日	昭和	〇年〇月〇日
賞	賞罰の内容		
罰	なし		
備考	賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載		
上記のとおり相違ありません。	令和	〇年	〇月〇日
氏名	岡山 次郎		

- 1 [法人の役員]
 本
 法
 定
 代
 理
 人
]
 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

株式会社 岡山県解体

届出者 代表取締役 岡山 太郎

岡山県知事 殿

フリガナ 商号, 名称又は氏名	カブシキガイシャ オカヤマケンカイタイ 株式会社 岡山県解体		
住所	郵便番号(700 - 8570) 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 電話番号(086) 226 - 7463		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	オカヤマ タロウ 岡山 太郎		
登録番号	岡山県知事(登一 ○)第 ○○○ 号		
登録年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
例① 技術管理者	カイトイ タロウ 解体 太郎	カイトイ ジロウ 解体 次郎	令和○年○月○日
	例② 役員等	取締役 カイトイ サブロウ 解体 三郎 (常勤) —	代表取締役 カイトイ サブロウ 解体 三郎 (常勤) 取締役 カイトイ シロウ 解体 四郎 (非常勤)

該当する変更事項を記載

変更前・変更後に変更内容を記載

別記様式第7号（第8条関係）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

40センチメートル以上

35センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

様式第2号

解体工事業者の登録に係る廃業等の届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県知事 殿

解体工事業者 **岡山県岡山市北区内山下2-4-6
株式会社 岡山県解体**

届出者 **岡山 太郎**

(解体工事業者との関係 **役員**)

次の事項に該当することになったので、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律
(平成12年法律第104号) 第27条第1項の規定により届け出ます。

届 出 事 項	1 死亡
	2 法人が合併により消滅
	3 法人が破産手続開始の決定により解散
	4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散
	<input checked="" type="radio"/> 5 岡山県内での解体工事業の廃止

備考

- 「解体工事業者との関係」欄は、相続人、法人を代表する役員であった者、破産管財人、清算人、解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員の別を記入すること。
- 「届出事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第3号

建設業許可取得通知書

令和〇年〇月〇日

岡山県知事 殿

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する建設業法に基づく許可を取得したので、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）第1条の規定により通知します。

氏名（法人にあつては 名称及び代表者氏名）	株式会社 岡山県解体 代表取締役 岡山 太郎
住所 （法人にあつては 営業所の所在地）	郵便番号（ 700-8570 ） 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 電話番号（ 086）226-7463
解体工事業の登録番号	岡山県知事（登一〇）第〇〇〇号
建設業の許可番号	知事（般一〇）第〇〇〇〇〇号
許可年月日	令和〇年〇月〇日

注) 建設業の許可番号欄は、「大臣」、「知事」、「般」、「特」のうち、不要なものを消すこと。